

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 24 年 10 月 25 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、特定地番の土地の産業廃棄物の処理に関する文書（ただし、平成 21 年 6 月 10 日から平成 23 年 3 月 31 日までのもの。以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、条例第 13 条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 24 年 11 月 7 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 11 月 15 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 立入調査があったかどうか言えないのは、納得できない。廃棄物に関する立入検査を実施したのかどうか知りたい。
- (2) 産業廃棄物か一般廃棄物かどうか異議申立人には判断できないため、また、有価物として見ている共有者もいるため、開示請求を行っている。
- (3) 産業廃棄物、一般廃棄物、有価物のいずれが埋め立てられていても、土地の形状が変更されており、所有者である異議申立人は不利益を被っている。また、将来、譲渡があった場合も、知らずに購入した人に不利益がある。
- (4) 実施機関が埋められた廃棄物を有価物と認めた根拠、つまり、廃棄物の埋め立てを認めることとなった理由を知りたい。
- (5) 仮に産業廃棄物が埋められており、業者の権利利益を守りたいのであれば、業者名をマスキングすれば足りるのではないか。

(6) 県の担当者からは、本件請求に関連する文書を見せてもらいながら、説明を聞いており、本件対象文書があることは知っているにも関わらず、存否を答えられないのは納得いかない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書は、特定の個人及び事業者に対する産業廃棄物の処理に関する立入・指導に係る文書である。
- 2 産業廃棄物の処理の指導を受けたことは、一般的に不名誉なことであり、条例の解釈運用基準において、保護される事業活動情報のうち「社会的信用、活動の自由等に関する情報」として例示されている不祥事件報告や苦情相談処理簿に包含されるものと考えられる。
- 3 土地の地番まで記載した本件対象文書の情報は、単独では必ずしも個人を識別することはできないが、他の情報と照合すると容易に識別できることから、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、土地所有者の権利利益や事業者の社会的信用などの保護されるべき利益を損なうこととなる。
- 4 よって、本件対象文書が存在するか否かを明らかにするだけで、条例第10条第2号及び第3号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により、その存在を明らかにしないで、開示請求を拒否した決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の個人及び事業者に対する産業廃棄物の処理に関する立入調査・指導に係る文書である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、保護される利益を損なうこととなるため、条例第7条第2項及び第13条の規定に基づき行政文書存否応答拒否の決定を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。このため、条例第

13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件対象文書の存否応答拒否の当否について

実施機関は、本件対象文書の存否を回答することにより明らかとなる情報は、条例第10条第2号及び第3号の不開示情報に当たると説明している。

これに対し異議申立人は、「立入調査があったかどうか言えないのは、納得できない。」「仮に産業廃棄物が埋められており、業者の権利利益を守りたいのであれば、業者名を不開示とすれば足りるのではないか。」などと反論している。

条例第10条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報として規定している。

本件請求は、地番を特定して、産業廃棄物の処理に関する文書の開示を求めるものである。特定地番の土地の所有者は、不動産登記簿で確認できることから本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が所有する土地における産業廃棄物の処理に関する文書を実施機関が保有している事実の有無を明らかにすることになるものと認められる。

特定の個人が所有する土地における産業廃棄物の処理に関する文書を実施機関が保有している事実の有無は、条例第10条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書に該当しないものと認められ、かつ、同号ただし書口及びハに該当する情報も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、条例第10条第2号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、同条第3号の該当性を判断するまでもなく、条例第13条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件処分は妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、「県の担当者からは、本件請求に関連する文書を見せてもらいながら、説明を聞いており、本件対象文書があることは知っているにも関わらず、存否を答えられないのは納得いかない。」と主張している。

しかし、情報公開制度は、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、開示請求の対象である行政文書が広く一般に公開されることを前提としている。このため、開示請求者が誰であるかを確認しないし、開示請求者の個別的事情を斟酌しないこととされている。

したがって、異議申立人が実施機関から本件対象文書を見せてもらっているという事情は開示可否の判断に影響しないため、異議申立人の主張は上記の判断に影響しない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
24. 12. 5	・ 諮問を受けた。
24. 12. 20	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 1. 29	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
25. 2. 7	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
25. 3. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
25. 3. 6	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 7. 25 (平成 25 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 8. 28 (平成 25 年度第 5 回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 9. 27 (平成 25 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授